

重要事項説明書（指定訪問看護）

当事業者が提供する指定（介護予防）訪問看護（以下「訪問看護」）の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

- ・名称 NTT東日本 伊豆病院
- ・所在地 静岡県田方郡函南町平井750
- ・電話番号 055-978-2320（代）
- ・代表者氏名 ●●●● ●●●●
- ・介護保険事業所番号 2210360273
- ・指定年月日 平成12年4月1日
- ・事業の実施範囲 函南町、三島市、伊豆の国市（旧菰山町、旧伊豆長岡町）等

2. 事業者の職員の概要

- ・看護師 7名

3. サービスの提供時間

- ・平日 午前9時～午後4時30分
- ・営業しない日 土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
- ・24時間体制で電話の相談及び緊急の訪問をいたします。

4. 訪問看護の運営方針

利用者が円滑な在宅療養を送ることができるよう支援します。そのために具体的な看護を提供し、健康や療養生活上の種々の相談に応じ、必要な資源の導入調整を行います。

5. 利用料金

（1）当事業者の訪問看護の提供（介護保険適応部分）に際し、介護保険給付分を除いた自己負担分をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

また、函南町の地域区分は「7級地」のため、下記の単位数に10.21円を乗じた金額が利用料金となります。

<基本料金>

予防訪問看護

時 間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
-----	-------	-------	----------------	-------------------

基本料金	256単位	382単位	553単位	814単位
------	-------	-------	-------	-------

訪問看護

時 間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
基本料金	266単位	399単位	574単位	844単位

<加算>

○初回加算（Ⅰ） 新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を行った場合	350単位/回
○サービス提供体制強化加算 事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の割合が30%以上等の要件を満たした場合	6単位/回
○緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制がある場合	325単位/月
○夜間・早朝・深夜訪問加算 ※1ヶ月以内に2回以上の緊急時訪問を行った場合 夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時） 深夜（22時～6時）	基本料金の25%増し 基本料金の50%増し
○特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者に対し、計画的な管理を行った場合	（Ⅰ）500単位/月 （Ⅱ）250単位/月
○専門管理加算 特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合	250単位/月
○複数名訪問看護加算 別に定める基準を満たす場合であって、 同時に2人の看護師等が訪問看護を行う場合 同時に看護師等と看護補助者が訪問看護を行う場合	30分未満の場合 254単位/回 30分以上の場合 402単位/回 30分未満の場合 201単位/回 30分以上の場合 317単位/回
○長時間訪問看護加算 特別な管理を必要とする利用者に対する訪問看護が、1時間30分以上となる場合	300単位/回
○ターミナルケア加算 在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	2500単位/死亡月

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等に関する助言や指導を行なった場合

- ・緊急時訪問看護加算と特別管理加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。
- ・認知症対応型共同生活介護または特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。

(2) その他の費用

訪問看護を提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

(3) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払い方法については、月ごとの清算とします。毎月10日過ぎまでに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の精算をしますので月末までに会計窓口にてお支払いください。

(4) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、当該市町村の窓口へ提出して差額（介護保険給付分）の払い戻しを受けてください。

6. サービスの利用方法

(1) 利用継続

サービスの利用継続のため、月に1度、当院の医師による診察を受けてください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の10日前までに申し出てください。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむをえない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の10日前までにご通知致します。

③自動終了（次の場合は、サービスは自動的に終了となります。）

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が1ヶ月、当サービスを利用しなかった場合
- ・介護保険の対象でなくなった場合
- ・あなたが亡くなった場合

④その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、当事業者が倒産した場合、直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないときや、利用者が当事業者に対してこの契約を継続し難い程の背信行為を行なった場合は、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7. サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日（曜日）：月・火・水・木・金	週 回
内 容：	
・体調の確認 ・内服管理確認 ・緊急時の対応 ・その他困りごとの対応	

- サービスの提供は懇切丁寧に行ない、サービスの提供方法等についてわかりやすいように説明します。
- 訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書による指示に従います。
- 利用者のご都合によりお休みされる場合は、事前に当事業所へご連絡ください。
ご利用当日の午前8時40分までにご連絡がない場合は、交通費として500円を頂きます。
- 諸事情により、訪問時間や曜日の変更等ご相談させていただくことがあります。
- 担当職員間での治療経過の確認と治療の方針の相談のため動画を撮影させていただくことがあります。

8. 担当の職員

あなたを担当する指定訪問看護従事者は、次の者です。

●●●●● ●●●●●

- 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示をお求めください。
- 当事業者は、担当の訪問看護従事者が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護従事者を変更することができます。

9. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供中に利用者の容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡します。

主治医	氏 名	●●●●● ●●●●●
	連絡先	NTT東日本伊豆病院
緊急連絡先	氏 名	NTT東日本伊豆病院 訪問看護
	連絡先	055-978-2320

10. 個人情報保護

当院では、患者様及び介護サービスご利用者の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報保護に関する法律」の規定に従って進めております。

11. 非常災害対策

地震や台風等災害が予測される場合には、営業中止や訪問時間の変更等の対応をとらせて頂くこ

とがあります。

1 2. 虐待防止対策

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しております。

- ・当院は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ・職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・次のとおり虐待防止責任者を定めます。役職：看護師長 氏名：●●●● ●●●●

1 3. 感染防止対策

当院における感染防止対策として以下の取り組みを行っております。

- ・職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・院内の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底しています。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続に向けた取り組み

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. ハラスメント対策

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 苦情処理

利用者は、当事業者の訪問看護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

<苦情担当窓口>

- NTT東日本伊豆病院 企画担当 055-978-2320 (代表)
- 市町介護保険担当 函南町福祉課 055-979-8126
三島市介護保険課 055-983-2607
伊豆の国市長寿介護課 0558-76-8009
- 静岡県国民健康保険団体連合会
介護保険課 054-253-5590 (苦情専用)

説明日時 年 月 日

説明者氏名 _____ 印

説明に同意をしました

利用者氏名 _____ 印

利用者代理 (続柄) _____ 印